

東京学芸大学カリキュラム委員会「道徳の指導法」授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：部会の組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学カリキュラム委員会規程(平成18年規程第3号)第9条第1項及び第3項の規定に基づき、カリキュラム委員会に、「道徳の指導法」授業運営部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) カリキュラム委員会委員 1名</p> <p>(2) <u>教員養成カリキュラム開発研究センター教員(道徳教育担当) 1名</u></p> <p>(3) <u>カウンセリング教室及び国際教育教室から選出された者 各1名</u></p> <p>(4) <u>社会科教室から選出された者 2名</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成22年2月10日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学カリキュラム委員会規程(平成18年規程第3号)第9条第1項及び第3項の規定に基づき、カリキュラム委員会に、「道徳の指導法」授業運営部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) カリキュラム委員会委員 1名</p> <p>(2) <u>「道徳の指導法」を担当する教室から選出された者 6名</u></p> <p>(3) <u>カリキュラム委員会が委嘱した者 若干名</u></p> <p>[省略]</p>